

## 第9回おおたユニバーサルデザインのまちづくり区民推進会議議事録要旨

平成27年11月12日(木)  
10時30分～12時00分  
会場：大田区立消費者生活センター  
2階 大集会室

### [配布資料]

- 資料1 おおたユニバーサルデザインのまちづくり区民推進会議設置要綱  
資料2 おおたユニバーサルデザインのまちづくり区民推進会議構成  
資料3 平成27年度 UD庁内推進委員会委員  
資料4 (仮称)区民サービス及び移動等円滑化に関するガイドラインの策定について  
資料5 総合的な学習の時間への支援  
資料6 地域におけるユニバーサルデザイン実践講座について  
資料7 地域力を活かしたまちづくりパートナー(UDパートナー)活動  
参考資料 冊子「大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針」  
冊子「心のバリアフリーハンドブック」

### [出席者]

(区民推進会議委員) 17名

東洋大学 教授 川内会長/東京大学大学院 准教授 松田委員/公募 李委員/公募  
大内委員/NPO 法人大身連 道音委員/ 大田区知的障害者育成会 佐々木委員/共に生きるまち大田 粟田委員/蒲田東地区まちづくり協議会 飯尾委員/大森駅東地区近代化協議会 加藤委員/特定非営利活動法人男女共同参画おおた 東委員/日本・ネパール協力会 小林委員/大田区私立保育園連合会 三浦委員/大森学園高等学校 安達委員/京浜急行電鉄株式会社 島村委員(代理)/東京急行電鉄株式会社 平江委員

(庁内推進委員) 13名

福祉部長/まちづくり管理課長/広報課長/施設管理課長/国際都市・多文化共生推進課長/産業振興課長/高齢福祉課長/障害福祉課長/障がい者総合サポートセンタ一次長/子育て支援課長/都市開発課長/住宅担当課長/空港まちづくり課長/都市基盤管理課長/教育委員会事務局 指導主事

(事務局)

福祉管理課長/福祉管理課調整担当係長/福祉管理課調整担当

傍聴者 4名

[議題]

- (1) 会長選出
- (2) UD 区民推進会議について
- (3) おおたユニバーサルデザインのまちづくり事業報告（資料 1～7）

（福祉管理課長）

議題のとおり進めていきたいと思います。

会長選出について

それではここで、議題(1)である会長を選出します。前会長である産業能率大学教授の齊藤先生が退官されたことにより、本会議会長を辞職されました。新たに学識経験者として東洋大学教授の川内先生にお越しいただいております。そこで「おおたユニバーサルデザインのまちづくり区民推進会議設置」要綱第7条に基づき、本会議の会長を選出したいと思います。会長は、委員の皆様の互選により定めることになっております。ご意見のある方は、ありますでしょうか。

（A 委員）

川内先生を推薦いたします。

（委員全員）

異議なし。

（福祉管理課長）

それでは、川内先生に本会議の会長をお願いしたいと思います。川内会長より一言ご挨拶をお願いいたします。

（川内会長）

東洋大学の川内と申します。専門は建築ですが、ユニバーサルデザインも携わっており、ユニバーサルデザインも専門としております。よろしくお願ひいたします。それでは、事務局より議題(2)UD 区民推進会議についてご説明をお願いいたします。

（事務局）

～UD 区民推進会議について事務局より資料に沿って説明～

（川内会長）

ありがとうございました。続きまして、おおたユニバーサルデザインのまちづくり事業報告について説明をお願いいたします。

（事務局）

それでは、事務局より①(仮称)区民サービス及び移動等円滑化に関するガイドライ

ンについて説明いたします。

～①(仮称)区民サービス及び移動等円滑化に関するガイドラインについて事務局より資料に沿って説明～

(川内会長)

ありがとうございました。現在、報告のありました事業について、ご意見等あればお願ひいたします。

(B 委員)

心のバリアフリーの普及冊子は小学生向けに作成しましたが、今回は区民の方にも配布する予定だと思いますが、精神障がいについてのページが入っていない等、ご意見も出ましたが今回はどういうふうにお考えでしょうか？

(事務局)

現在の心のバリアフリーの内容を精査し、精神障がい等についても漏れなく掲載する予定です。

(川内会長)

1994 年に建築物のバリアフリーを決めたハートビル法(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律)という法律が作られました。また、2000 年に交通バリアフリー法(高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律)ができ、バスや電車の公共交通のバリアフリーが図られています。2006 年にこの二つの法律が一緒になり、バリアフリー法という法律になりました。ここで、上記の身体障害者等がとれ、高齢者・障がい者等になりました。そこから国は身体障がい者だけではなくて、知的・精神・発達障がいも加わり、窓口を広げていこうという動きがありますので、是非お考えいただきたいと思います。

(C 委員)

ガイドラインの構成の4部作シリーズで、ソフト部門にも参加しておりますが、窓口対応のユニバーサルデザイン等の作成物はどのような形で、どこまで配布する予定ですか？区の職員のみなのか、区民にも配布するのか等、活用について教えてください。

(事務局)

ソフト分野について申し上げますと、職員の窓口対応用にと考えております。また、成果物に関しては、ホームページ等についても掲載できればなと考えています。

(川内会長)

これは読み上げにも対応するのですか？

(事務局)

対応できるように作成する予定です。

(A 委員)

心のバリアフリーハンドブックの掲載内容に高齢者についての記述がないので、新しく作成する冊子には盛り込んでいただきたいと思います。

(事務局)

ユニバーサルデザインとは障がい者、高齢者、外国人等、誰にでもという意味があります。高齢者についての記述も盛り込んでいく予定です。

(川内会長)

他になければ、続けて事務局よりご説明をお願いいたします。

～下記について事務局より資料に沿って説明～

- ②総合的な学習の時間への支援
- ③地域におけるユニバーサルデザイン実践講座
- ④地域力を活かしたまちづくりパートナー(UD パートナー)活動
- ⑤おおたユニバーサルデザインのまちづくりアドバイザー

(川内会長)

ありがとうございました。報告のありました事業について、意見等があればお願ひいたします。

(D 委員)

総合学習支援事業について、どのように各学校へアンケートをとて区内の小中学校の何割で行っているのか。中学校が小学校に比べて数が少ないので何故でしょうか？また、このような取り組みは一時的に行うものではなく、継続して行うことが大切だと考えていますがいかがでしょうか。

(事務局)

各学校へは新しい年度になってすぐ、希望調査を送付しています。希望調査を送付する学校は原則的に昨年度に実施した学校に送付しています。また、学校の先生にも異動がありますので、新しい学校に赴任した先生から「うちでもやってほしい」というお声をいただいた場合は個別に送付しております。中学校が小学校に比べて少ない理由は小学校4年生の授業カリキュラムに障がい理解があるからだと考えます。中学校にはそのようなカリキュラムはないと思いますので、少なくなっているのだと思います。

取り組みの継続性については私達も一過性のものではなく、今後も継続して実施していくことが重要だと考えていますので、今後もこの取り組みを引き続き実施します。

(川内会長)

心のバリアフリーハンドブックの1ページ目の下に社会の動きという欄があります。そこに障害者差別解消法と障害者権利条約についての記載があります。何故、障害者福祉条約と言わずに障害者権利条約というのか。それから障害者差別解消法についてです。何故、差別解消法という法律を作らなければならないのか。これは考えなければならない事項であります。これを踏まえて資料 5-1 をご覧ください。事業内容の1行目に福祉に関する理解、4行目に福祉教育の支援、その下には障がい者の理解とあります。障がい理解を通じて何をしたいのかがここでは、明確に記載されていません。先程お話した権利条約で最も重要なことは、差別をしてはならないということです。何をもって差別するというのかは他の者との平等かどうかが尺度となっています。差別解消法では、他の人と平等に扱うにはどうするかということについて、書いてあります。つまり行政がやらなければならないのは、福祉教育ではなくて平等教育です。そこで資料 6 をご覧ください。事業趣旨の2行目に取り組みの一環として「やさしさが広がり、誰もが安心して快適に暮らせるまちおおた」とあります。権利とやさしさはどのような関係があるのでしょうか。権利とは社会が優しくなくても確保されなければならないものです。

ところが大田区のこの取り組みではいきなり“やさしさ”が入っています。“やさしさ”ということは障がい者は労わってあげましょうとか優しく扱ってあげましょうという様な事業になっています。特に小さな子どもにこういう刷り込みをしてはいけないと思います。もし、“やさしさ”や“福祉”ということならば、国際条約は障害者福祉条約になるはずです。日本にも障害者福祉に関する法律は多くありますが、あえて福祉に関する法律を作らずに差別解消法を作りました。世界と日本の流れの変化を理解しないと、いつまで経っても“やさしさ”“思いやり”というところで留まってしまうと思います。本来の障害者の社会参加というのは、他の人と平等に社会に参加していくことが前提にあるということだと思います。

(B 委員)

私達も小学校で授業の支援を行っていますが、子ども達に伝えたいことは障がいに関する特性ではありません。その日に障がいの特性を少し話したからといって、すぐわかるというものではありません。“変な人”“気持ち悪い人”という心のバリアを取り払ってほしいと伝えています。授業の最初と最後にそのことを伝えています。

(E 委員)

私達も福祉という言葉は1度も使っていません。障がい者である前に一人の人間として感情があり、命があり、決して可哀そうな人ではないし、精一杯生き活きと生活をしているということを伝えています。その上で、人の助けが必要になってくることもあるので、見かけたときは声をかけてほしい等、そういう形で話をしています。福祉という枠でとらわれているのではないです。

(福祉部長)

おおたユニバーサルデザインのまちづくり基本方針を作った経過を述べます。基本方針の 83 ページに策定の経緯がございます。平成 21 年から庁内検討委員会を立ち上げ、グループワーク等をやりながら進めてきました。84 ページまで経過が書いてあります。「やさしさが広がり誰もが安心して快適に暮らせるまちおおた」というフレーズはこの UD 区民推進会議で皆様と議論を重ね、このフレーズとなりましたので申しあげます。

(F 委員)

感想ですが、子ども達は家庭、学校、社会といろいろな人と付き合っていったり等、様々な人間関係を培っていきます。これを更に深めていくのであれば、子どもだけでなく、保護者、学校の先生と共有していけるような方法があれば良いと思いました。

(D 委員)

未就学児を預かっており、ワークショップを開くときは子どもと保護者と同じものを聞いてもらうという工夫を行っております。そうすることで家庭でも一緒に考えてもらうことができます。大人は福祉という言葉を単語として一言使ってしまうとわかったつもりになってしまふが、そこに正確な意味としてズレがあるのであれば、是正していかなければならぬと思います。保育園の中では支援が必要な子がいる時は、「この子に優しくしてね。」とは言いません。「困った事があったら手伝ってあげて。」と言います。子どもたちの世界で、協力しあえる世界を築いていくので、言葉のない世界でも見い出している環境もあるので、述べさせていただきました。

(A 委員)

この会議に出席し、地域で共に生きるという意識を強く意識いたしました。地域におけるユニバーサルデザイン実践講座で色々と学習しました。これからは、地域でそのような方が見えて温かい心でお迎えするというのが私たちの立場であります。これからも国際都市ということで、外国から多くの方が訪れます。こちらの方も一緒に進んでいかなければならないので、これからも皆様とやっていきたいなと思っております。

(G 委員)

～おおたユニバーサル駅伝についてチラシに沿って説明～

(川内会長)

ありがとうございます。事務局にお返しいたします。

(福祉管理課長)

川内会長ありがとうございました。また、数多くのご意見ありがとうございました。他にご意見等がありましたら、事務局までお知らせください。次回の区民推進会議は平成 28 年 3 月頃を予定しております。日程はまだ決まっておりませんが、

決まり次第お知らせいたします。以上をもちまして第9回おおたユニバーサルデザインのまちづくり区民推進会議を閉会させていただきます。本日はお忙しいなか、ありがとうございました。

以上

